

登場  
ページ

## 今週の専門用語



### 報酬諮問委員会

監査役会設置会社、監査等委員会設置会社において設置される「任意の」報酬委員会のこと。会社法上設置が義務付けられる指名委員会等設置会社の報酬委員会と異なり、法的な設置義務はないが、2018年6月1日に改訂されたコーポレートガバナンス・コード補充原則4-10①では、報酬諮問委員会の設置が強く懇望されている。もっとも、東証の調査によると、報酬諮問委員会を設置している上場会社は、東証一部上場会社全体の34.9%にとどまっている（2018年7月13日現在）。

09

ページ

### つみたてNISA

通常のNISAとは選択制で、毎年、新規投資額で40万円を上限に一定の投資信託からの分配金や譲渡益を非課税とするもの。非課税保有期間は20年間であり、非課税投資総額は800万円にのぼる。平成30年1月より導入された。ただし、つみたてNISAの場合、平成30年から投資を開始した場合は20年間の積立期間を確保でき、800万円まで積み立てできるが、仮に平成31年から投資を開始した場合には760万円、平成32年から開始した場合は720万円までしか積立てができない。

20

ページ

### 地域福利増進事業

一定の所有者不明土地について都道府県知事による事業の公益性等の確認を経たうえで土地に使用権（上限10年）を設定し、地域住民等の利便の増進等を図るために行われる公園、広場、購買施設等の整備に関する事業（所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法2条3項）のことである。平成31年度税制改正では、所有者不明土地の利用を進める地域福利増進事業の用に供するためにその事業区域内にある土地等を譲渡した場合について軽減税率の特例対象とされた。

24

ページ

From  
編集室

◆税制改正大綱が決定した。サプライズはなく大方の予想どおりの結果といえそうだ。解決が期待された医療に係る消費税問題も税制での決着はつかなかった。◆医療機関等の医療機器等の仕入に係る消費税は課税扱いの一方、社会保険診療報酬に係る消費税は非課税のため、仕入税額控除ができないという問題。社会保険診療報酬に消費税分を上乗せすることで対応しているが、不十分との声が聞こえていた。◆最終的には消費税を受け取っていないのに税制の枠組みで対応することはできなかったようだ。今後はより精緻に調査した上で消費税分を上乗せするというが、消費税率引上げ後はさらに乖離が進むかもしれない。(MIN)

#### 週刊T&Amaster 第768号

2018年12月24日発行（毎週月曜発行）

【編集人】南館茂雄

【発行人】村田幸雄

【発行所】株式会社ロータス21

〒104-0045 東京都中央区築地2-11-11 6F

【販売】新日本法規出版株式会社

〒460-8455 名古屋市中区栄1-23-20

【お問合せ】販売・広告 (052)211-1525

記事内容 (03)5281-0020 ta@lotus21.co.jp

最新号を含む見本誌を無料で進呈しております。下記よりご請求下さい